

第94回 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会

令和7年4月30日 午後1時55分～午後2時35分

本庁舎6階 601会議室

- 議題
- 1 議事録署名者の選任について
 - 2 議案事項
議案第125号 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における評価員の選任について
⇒議案第125号については、審議の結果、事務局案のとおり同意されました。
 - 3 報告事項
 - (1) 令和7年度事業計画について
 - (2) 保留地予定地の公開抽せんについて
 - (3) 審議会委員選挙について
 - (4) 小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱及び傍聴要領の改正について
 - 4 その他

出席委員 小川 光昭 稲垣 和久 園田 條元 長谷川 武
牧野 裕人 小川 忍 伊藤 満 山本 一三
林 雍博 小川 剛光 富士道緑男 稲垣 悟

欠席委員 山田 宗功 住友理工(株)

傍聴者 1人

事務局 舟橋部長 川島次長 早稲田課長 杉山主幹
上井庶務係長 白木事業係長 吉田換地係長 川畠補償係長
中村公園整備係長 佐藤主任 秋田主任 堀技師

杉山主幹 本日は、ご多忙のところ、尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、はじめにお手元に配布した資料の確認をお願いします。なお、今回の資料につきましては、住友理工株式会社様から小牧市が無償提供を受けた再生紙を活用させていただいております。

(資料確認)

(資料の不備等なし)

本日の会議はA Iによりマイク音声を自動で文字化するシステムを採用しておりますので、発言をされる際は挙手をいただき、職員がマイクをお持ちしますので、マイクを受け取ってから発言をお願いいたします。

それでは、舟橋都市政策部長から挨拶申し上げます。

舟橋部長 改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、小牧南土地地区画整理審議会ということで、ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より本土地地区画整理事業に限らず、市政各般にわたり多大なるご支援ご理解をいただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

冒頭、私から1点ご報告をさせていただきます。誠に残念なことでございますが、先般、稲垣会長から、本審議会の委員であります石田幹雄様がお亡くなりになられたとご連絡をいただきました。石田委員におかれましては、令和2年6月から本審議会の委員として、本土地地区画整理事業にご尽力を賜りました。この場をお借りしまして、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本土地地区画整理事業につきましては、平成7年の事業計画決定から29年が経過し、権利者の皆様のご理解とご協力

をいただき、令和6年度末には道路整備率は89.9%となり、事業終盤を迎えております。

事務局といたしましては、早期の事業完了に向け、引き続き鋭意努力して参りますので、委員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本日は1件の議案の審議と、報告事項としまして令和7年度事業計画などについてご報告をさせていただきます。

いずれも事業進捗のため重要な事項でございますので、慎重且つ活発なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

杉山主幹 続いて、区画整理課の職員につきまして、早稲田区画整理課長から紹介させていただきます。

早稲田課長 委員の皆様、改めましてこんにちは。

本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。今年度より区画整理課長を務めさせていただくことになりました早稲田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本年度の区画整理課職員の状況につきましてご説明させていただきます。お手元に配布させていただいております令和7年度職員配置名簿をご覧ください。

まず3行目でございます。本年度の区画整理課職員数は、正規職員19名、会計年度任用職員3名の合計22名であります。今年4月1日付の人事異動によりまして、6名が転出、5名が転入という形になっております。この22名で、小牧南、文津、岩崎山前、本庄の4地区を担当させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、本日の事務局の職員について紹介させていただきます。まず部長の隣でありますけども、都市政策部次長の川島であります。

川島次長 川島です。よろしく願いいたします。

早稲田課長 次に、本日の進行を務めさせていただいております主幹の杉山でございます。

杉山主幹 杉山です。よろしく願いいたします。

早稲田課長 次に、庶務係長の上井でございます。

上井係長 上井です。よろしく願いいたします。

早稲田課長 事業係長の白木でございます。

白木係長 白木です。よろしく願いいたします。

早稲田課長 換地係長の吉田でございます。

吉田係長 吉田です。よろしく願いします。

早稲田課長 補償係長の川畷でございます。

川畷係長 川畷です。よろしく願いいたします。

早稲田課長 それから、庶務係の佐藤でございます。

佐藤主任 佐藤です。よろしく願いいたします。

早稲田課長 換地係の秋田でございます。

秋田主任 秋田です。よろしく願いいたします。

早稲田課長 同じく換地係の堀でございます。

堀 技 師 堀です。よろしくお願いします。

早稲田課長 続きまして、みどり公園課公園整備係長の中村でございます。

中村係長 中村です。よろしくお願いします。

早稲田課長 以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

杉山主幹 続きまして、稲垣会長からご挨拶いただきますので、よろしくお願いいたします。

稲垣会長 皆さんこんにちは。

ゴールデンウィークの最中ということで、皆さん非常に体の方は忙しいとは思いますが、今日こうやって皆さんの顔を見られるということは本当に嬉しいことでございます。

非常にいい季節でございますけども、私も私事で、昨日は田楽パーティーをやらせてもらったり、それから山へちょこちょこ遊びに行っ、蕨とかゼンマイとかを採ってきたりして、旬でございますので今食べております。それから人にももらったタケノコとかごみとか、こういうものを美味しくいただいている最中でございます。

そんなことで非常にいい季節ですけども、皆さん体の方を十分に労わってですね、今年1年またお願いしたいと思っております。簡単でございますけども、ひとつよろしくお願いします。

杉山主幹 ありがとうございます。

本日の出席委員は12名であります。規定により、本日の審議会は成立いたしました。

また、本日は1名から傍聴の申し出がありましたことをご報告させていただきます。なお、当審議会及び会議録は、個人情報

報等を含む審議内容除き、原則として公開することとなっておりますので、ご承知おきください。

それでは会長が会議を総理することになりますので、会長よろしくお願いいたします。

稲垣会長 只今から、尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会を開催いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しましたとおりであります。

日程第1「議事録署名者の選任について」を議題といたします。

お諮りします。選任の方法については、会長の指名により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって会長において指名することに決しました。議事録署名者に2番 稲垣和久委員、3番 園田條元委員を指名いたします。

日程第2「議案事項」に入ります。

議案第125号「尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における評価員の選任について」を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

吉田係長 それでは、議案第125号につきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料の1ページをお願いいたします。

議案第125号「尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における評価員の選任について」でございます。

前評価員の富本一久氏が令和7年3月31日付けで辞任したことに伴いまして、新しい評価員に次の者を選任したいので、土地区画整理法第65条第1項の規定により、審議会の同意を求めるものでございます。

令和7年4月30日。

新しい評価員といたしましては、林雄大氏であります。

提出理由といたしましては、尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業の施行に必要なためであります。

林氏の経歴をご紹介いたしますと、1級建築士、宅地建物取引士などの資格をお持ちで、元愛知建築士会小牧支部長であります。

以上で、議案第125号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

稲垣会長 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問はございませんか。

稲垣会長 質疑の方よろしいですか。発言がありませんので、質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決に入ります。議案第125号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第125号「尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業における評価員の選任について」は原案のとおり同意されました。

日程第3「報告事項」に入ります。

報告事項(1)から(4)について、一括して事務局に説明を求めます。

杉山主幹 報告事項(1)令和7年度事業計画についてご説明いたします。それでは、2ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

まず予算についてであります。歳入歳出合計それぞれ、6億4,559万5千円となっており、前年に対し、8,636万1千円の増額となっております。

主な項目で申し上げますと、歳入では、1款 保留地処分金で900万円、3款 国庫支出金で1億2,250万円、4款 市費からの繰入金は3億7,638万円、7款 市債として1億3,640万円を計上したものであります。

一方、歳出では、1款 総務費で1,528万5千円、審議会費、人件費、事務費及び審議会委員選挙費等であります。2款 事業費で5億8,590万8千円、工事費、委託料等であります。3款 公債費で4,340万2千円、区画整理事業のために発行した市債の元金及びその利子の償還であります。

続きまして、令和7年度事業予定であります。3ページをお願いします。

1の工事として、道水路工事費で1億6,087万5千円、道路と排水路の整備及び樋管設置工事等であります。その下段、造成等工事費で710万円、街区租造成工事等であります。その下段、交通安全施設設置工事費で650万円、区画線、反射鏡、道路照明灯設置工事等であります。その下段、調整池整備工事費で1億9,500万円、令和6年度より実施しております地区中央西側の1号調整池の整備工事であります。

2の補償としては、物件移転補償費で3,920万円、物件補償と工作物補償を予定しております。その下段、損失補償費で50万円、従前地も仮換地も使えないことによる補償であります。

3の委託としては、測量設計委託料で6,300万円、橋梁予備設計業務、出来形確認測量業務、仮換地計算及び杭復元業務等であります。その下段、物件調査委託料で650万円、移転物件の再算定業務等であります。その下段、除草浚渫委託料で1000万円、その下段、ポンプ保守点検委託料で34万円を計上したものであります。

4の負担金として、上水道布設負担金で5,024万円、ガス布設負担金で3,856万3千円、道路工事に合わせてライフラインを整備するものであります。

5のその他として、修繕料700万円であり、区域内道水路の緊急維持修繕費であります。

続きまして、今年度の工事予定箇所について、事業係長の白木よりご説明いたします。

白木係長 続きまして、令和7年度の工事予定について、ご説明をさせていただきます。前で説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料4ページ、箇所図をお願いいたします。併せて前のモニターもご覧ください。

まず、図の着色ですが、緑色が令和6年度までに完了した箇所であります。そして、赤色が今年度整備する予定箇所であります。

道路工事の進捗であります。令和6年度末での道路整備率は約89.9%であります。

それでは、本年度の工事予定についてご説明させていただきます。赤色で箇所を表示しております。

まず①番、北外山県住北側の東西線、区画道9-4号の道路新設工事で、延長約100mであります。

続きまして②番、外山神社南側の東西線、区画道6-86号の道路新設工事で、延長約75mであります。

③番、外山神社南側の南北線、区画道6-91号の道路新設工事で、延長約55mであります。

④番、外山神社東側の南北線、区画道6-83号の道路新設工事で、延長約40mであります。

⑤番、主要地方道春日井一宮線南側、区画道6-39号の道路新設工事で、延長約40mであります。

続きまして⑥番、元焼肉屋さかい東側、1号調整池の新設工事であります。こちらは昨年度より工事に着手し、2ヵ年の継続事業として、令和7年度末の完成を予定しております。

⑦番、地区の東側、大山川沿いの調整池、9号調整池の樋管工事であります。この樋管工事は、昨今の集中豪雨や局地的豪雨の際に一時的に雨水を貯める調整池の整備に先立ち、調整池から大山川へ安全に雨水を流下させるための管路の整備工事となります。今年度の樋管工事完了後、令和8年度以降に調整池

の本体整備が早期に実施できるよう、今後の予算確保に努めてまいります。

以上が今年度の工事予定箇所であります。今年度工事により、道路整備率は約 91.1%となる予定であります。

また、道路新設工事にあわせ、水道、下水、ガス、電気、電話の各占用工事を行うとともに、側溝の新設工事、道路、水路等の維持修繕工事も随時行って参りますので、よろしく願いいたします。

次に、昨年度の当審議会におきましてご報告させていただきました地区南側の 8 号調整池、こちらの本体工事につきましては令和 6 年 8 月 28 日に完了いたしました。なお、当該施設につきましては、堤体部分の破損原因を調査し、その結果、不具合の原因は工事に使用された改良土に欠陥があり、それに起因するものであることが明らかとなったため、改良土を製造した業者及び改良土に使用した改良材を製造した業者に対し、令和 6 年 1 月 22 日に不具合に係る損害賠償を求める調停を名古屋簡易裁判所に申し立て、その後、相手方らと協議を進めてまいりましたが、令和 7 年 3 月 19 日の第 6 回調停期日で不成立となりました。そのため、令和 7 年 3 月 28 日に公共施設に生じた不具合に係る損害賠償を求める訴えを名古屋地方裁判所に提起いたしました。

次に補足となりますが、令和 7 年度にみどり公園課にて予定する公園事業についてご説明させていただきます。再度、箇所図をお願いいたします。

黒①番、間内駅北側の松林東公園の整備工事で、面積約 0.32ha であります。

続きまして、黒②番、地区東側の大山川沿いのうたず西公園で、昨年度実施した基本設計をもとに都市計画決定の手続きを行う予定としております。

なお、只今ご説明させていただきました工事予定箇所及び公園事業予定につきましては、予算の財源、事業進捗等の状況により変更する場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

工事にあたりましては、地区の皆様に極力ご迷惑をおかけしないよう細心の注意を払いながら進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で工事予定についての説明を終わります。

上井係長 それでは続きまして（２）の保留地予定地の公開抽せんについて報告させていただきますので、５ページをお願いいたします。

今年度も保留地の公開抽せんを行ってまいりたいと考えております。

スケジュールといたしましては、８月号の広報にてPRをいたしまして、８月１２日受け付け開始、８月２６日締め切り、８月２７日公開抽せんという予定であります。

裏面６ページの９番をお願いいたします。令和７年度公開抽せん処分予定保留地は、お手元の資料のとおりでございます。場所につきましては、７ページに赤表記してございますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、１番は昨年度売り出した物件でございますが、処分に至っていない保留地でありますので、地価を時点修正した上で再度公開抽せんにつけていきたいと考えております。

保留地予定地の公開抽せんについての報告は以上であります。

吉田係長 それでは、（３）審議会委員選挙についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、資料の８ページ、「尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会委員選挙について」をご覧ください。

現審議会委員の皆様が、令和７年６月４日をもって満了となります。それに伴いまして、審議会委員の選挙の事務手続きを進めているところでございます。

１の委員の定数につきましては、小牧南土地区画整理事業施行条例第１１条の規定により１５名で、その内訳は土地の所有者が１１名、借地権者が１名、学識経験者が３名であります。

このうち、学識経験者3名につきましては、土地区画整理法第58条の規定により市長が選任することとなっておりますので、所有権者と借地権者の12名が選挙により選出される委員となります。

2の委員の任期は5年で、令和7年6月5日から令和12年6月4日までとなります。

3の選挙日程につきましては、去る3月19日に選挙期日を6月1日に定めた旨の公告をし、4月11日から4月24日までの2週間、選挙人名簿の縦覧を行いました。今後は、5月13日から5月22日までの期間に立候補の受付を行い、定数を超える立候補があれば6月1日に選挙を実施し、定数を超える立候補がなければ無投票で委員を決定いたします。

4の委員選出方法でございますが、土地区画整理法施行令等の規定によりまして、立候補または推薦となっております。

以上で審議会委員選挙についての報告とさせていただきます。

続いて、報告事項(4)の小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱及び傍聴要領の改定についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、9ページをお願いいたします。

このたび、令和7年4月28日付けで小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱を改定いたしました。理由といたしましては、審議会の議事運営をより円滑に進めるためであり、改正したところとしましては、着色部分でございます。

主なものといたしましては、第2条の「会長の選出」や第3条の「会長の任期等」を実際の運用に合わせて追加したことや、この議事運営要綱とは別で定めておりました、12ページにあります土地区画整理審議会傍聴要領を廃止し、その内容を議事運営要綱にまとめたものであります。

以上で小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱及び傍聴要領の改正についてのご報告とさせていただきます。

稲垣会長 報告が終わりました。ご意見、質問はございませんか。

長谷川委員 箇所図の①番、区画道 9-4 号の新設工事について、こちらは巡回バスの経路になっているところで、工事期間中は迂回という形になるかと思いますが、どのようなルートになるかということと、工事の期間を教えてください。

白木係長 只今いただきましたご質問に対しまして、今回の工事箇所につきましては、ファミリーマートがある交差点から南下してきた交差点を含め、こちらの西側の交差点までの間を予定しており、巡回バスの迂回にあたりましては、1 本北側の区画道を通行していただくように、これから都市整備課と協議をして迂回路の設定をしていきたいと考えております。また整備時期につきましては、北外山県住北側の用水路の用水の時期が切れる 10 月末ぐらいから工事の着手をさせていただきまして、年度末に向けて工事を進めていきたいと考えております。

稲垣会長 その他よろしいですか。

園田委員 8 号調整池の関係で報告がございましたが、損害賠償が受け入れられなかったため改めて名古屋地裁に請求されたということで、状況としてどのような形で進みそうなのか、お答えできる範囲で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

杉山主幹 8 号調整池につきましては、調停の中で相手方と話し合いを継続してきましたが、見解の違いが大きくあり、まとまらなかったということで、3 月 28 日に名古屋地方裁判所に損害賠償を求める訴訟を提起したところでありますが、まだ裁判所から第 1 回の期日設定の連絡がない状況です。今後、その期日の連絡がありましたら、それから裁判の方が進んでいくということになります。現時点では以上であります。

稲垣会長 その他よろしいですか。
他に発言がありませんので、なければ質疑を終了いたします。

続いて日程第4「その他」に入ります。

その他何かありますか。

稲垣会長 発言もないようですので、本日の審議会は終了したいと思います。ご苦労さまでした。ありがとうございました。